

阪若汽船組合規約書

第一章　總則

第一條　本組合ハ阪若汽船組合ト稱ス

第二條　本組合ノ目的左ノ如シ

第一項　曳船營業上ノ弊害ヲ矯正シ組合員ノ信用ト利益ノ増進ヲ計ルコト

第二項　營業上ノ合理化ヲ計ルコト

第三項　營業上ノ不正行爲ヲ防止スルコト

第四項　同業者船舶ノ海難救助ニ關スルコト

第五項　紛議ノ仲裁及調停ニ關スルコト

第六項　其他組合ノ目的執行ニ關シ必要ト認ヌタル事項

第七條　本組合ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ組合員ノ福利増進ニ關スル施設ヲナスコトヲ
得